

## 建設関連業務における低入札価格調査制度の改正について

近年、建設関連業務の落札率は低下傾向にあったが、本年度第1四半期では、低価格での入札がさらに増加しており、落札率の一層の低落を招いている。こうした入札結果の動向をみると、ダンピング受注の疑念に加え、公共投資の減少を背景とした低廉な価格競争の局面を迎えたものと考えられる。

よって、低入札価格調査制度の機能をより高めるため、低入札価格調査の適用範囲を拡大するとともに、調査基準価格と数値的判断基準（失格判断基準額）を改正し、公正な取引秩序を損なうおそれのない、より適正な競争環境の形成と業務品質の確保を図る。

### 1 低入札価格調査の適用範囲拡大

現行：競争入札により発注する設計額500万円以上の業務

改正：競争入札により発注する業務で、測量、建設コンサルタントは500万円以上、地質調査、補償コンサルタント及び建築設計は250万円以上の業務

※ 上記業務に調査基準価格を設定し、これを下回る入札に対しては、履行能力確認調査（数値的判断基準適用）を行う。

※ 調査基準価格適用業務は、すべての入札参加者から業務委託費内訳書の提出を求める。

※ 公募型指名競争については、現行どおり金額要件を付けず、すべての業務に適用

### 2 調査基準価格の改正

現行：設計額×0.6

改正：①測量 直接測量費×0.8+諸経費×0.6

②設計※（直接人件費+直接経費）×0.8+技術経費×0.6+諸経費×0.6

③地質調査（直接調査費+間接調査費）×0.8+諸経費×0.6

※ ②の設計は、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計のほか地質調査のうち解析的業務を含む。

### 3 数値的判断基準（失格判断基準額）の改正

#### ① 失格判断基準額の設定率

現行	基準額1：設計直接業務費相当額×0.6未満 基準額2：設計諸経費相当額×0.35未満 基準額3：入札参加下位5者の入札価格の平均額×0.95未満
改正	基準額1：設計直接業務費相当額×0.7未満 基準額2：設計諸経費相当額×0.45未満 基準額3：入札参加下位5者の入札価格の平均額×0.9未満

※ 入札参加者が3者未満の場合、数値的判断基準を適用しない。

※ 基準額3において、入札参加者が3～4者の場合、全応札者の平均額に0.9を乗じる。

#### ② 失格の判断

現行	・基準額1を下回る場合もしくは基準額2を下回り、かつ基準額3を下回る場合、失格 ・数値的判断基準による失格者排除後の次順位価格が、調査基準価格未満のときは、失格者を除き、改めて数値的判断基準を適用
改正	基準額1～3のいずれかを下回る場合、失格

### 4 施行日

平成21年9月14日（同日以降に入札公告又は通知する案件に適用）

※ 詳しくは、県契約課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk89.htm>）を御覧ください。